

福井県環境影響評価条例見直しのポイント

1. 戦略的環境アセスメント手続の創設

事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい。

このため、方法書の作成前の手続として、対象事業に関する位置・規模や施設の配置・構造等の計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項について、検討し、その結果についてまとめた配慮書を作成する手続を義務付ける必要があるかどうかを検討する。

2. インターネットによる公表の義務化

環境影響評価制度は、環境保全に関する外部との情報交流を義務付けることにより、事業者の十全な環境配慮を確保する制度であり、環境影響評価図書へのアクセスの利便性を向上させることによる情報交流の充実が重要である。

このため、環境の保全の見地からの意見を有する者が、居住地域に限定されることなく、環境影響評価図書を確認できる必要があることから、事業者が作成する方法書、準備書および評価書について、インターネットの利用に公表することを義務付ける必要があるかどうかを検討する。

3. 方法書説明会の開催

2で述べたように、情報交流の充実が重要である。方法書については、その内容の高度化が進んでいることから、その記載事項を分かりやすく周知する必要がある。

このため、縦覧期間内に、対象事業により環境影響を受ける範囲内であると認められる地域内において、方法書の説明会を開催することを義務付ける必要があるかどうかを検討する。